

令和8年度 入札契約制度の改正・運用について

令和8年度における入札・契約制度の運用で前年度と変更があるものは、次のとおりです。

1 建築工事における週休2日制工事の実施

対象工事は、随意契約を除いた200万円以上の公共建築工事積算基準により積算された工事です。土木工事は「受注者希望型」で実施しているのに対して建築工事では「発注者指定型」で実施となり、通期での週休2日は必須となります。

以下は、前年度から運用が変わらないものですが、再度確認をお願いします。

1 香南市建設工事競争入札参加基準

業種	ランク	本則	特例規定
土木一式	A	1億円以上	1,500万円以上 1億円未満
	B	3,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 3,000万円未満
	C	500万円以上 3,000万円未満	500万円未満
	D	500万円未満	なし
	災害復旧工事特例	500万円未満はすべてのランク 500万円以上1,500万円未満はA・B・Cランク	

業種	ランク	本則	特例規定
建築一式	A	1億円以上	1億円未満
	B	3,000万円以上 1億円未満	3,000万円未満
	C	500万円以上 3,000万円未満	500万円未満
	D	500万円未満	なし

業種	ランク	本則
電気・管・水道施設・解体	A	4,500万円以上
	B	4,500万円未満

2 香南市建設工事共同企業体取扱要領について

令和7年4月の建設工事共同企業体取扱要領改正により、1億円以上2億円未満の土木一式工事等について、市内本店のCランク業者が特定JVの構成員として入札に参加できるようになりました。

これにより、この価格帯の工事の発注において、香南市契約等審議会が必要と認められた場合は、市内本店Bランク業者と市内本店Cランク業者の特定JVによる入札参加資格を設定することが可能となりました。

上記対象工事とするかどうかについては、香南市契約等審議会個別に判断し、発注時には、入札公告の入札参加資格要件に記載しますので、各工事の入札公告でご確認ください。

上記1及び2による「市内本店」、「市内営業所」等の業者区分による発注時の入札参加資格に関する運用については、別紙「建設工事業種別発注区分」でご確認ください。

3 建設工事競争入札参加資格における市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準について

香南市内に主たる営業所を置く「市内本店業者」と香南市外に主たる営業所を置き、香南市内に従たる営業所を置く「市内営業所業者」の認定基準を令和7年2月に制定しました。

この基準の制定により、平成29年度以降新規業者の追加がなかった「市内営業所業者」の区分について、新規認定申請の受付を令和7年2月より開始しています。

なお、令和6年度以前に「市内営業所業者」となっていた業者についても、改めて認定申請が必要となります。

4 香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱について

国・高知県の定める土木工事積算基準等により積算した土木工事で競争入札(指名競争入札を含む)を行うものすべてを積算疑義申立制度の対象とします。200万円以上の土木設計委託業務も引き続き積算疑義申立制度の対象です。

また、積算疑義の申立てに関する手続きが終了し事後審査等が開始するまで、落札候補者名は非公表とします。

これは、落札候補者として公表された業者への配慮等により、他の入札参加者から疑義申立書の提出が控えられることがないようにするためのものです。

5 設計変更における変更内容確認書類の電子化

設計変更時の確認要求書及び変更通知書について、請負契約締結時に利用している電子契約サービス「クラウドサイン」を利用し、オンライン上で通知・承認等が完了できるよう、その手続について決めました。

6 現場代理人の兼務に関する基準額について

建設工事において現場代理人の兼務が認められる場合は、以下のとおりです。

(1) 請負対象金額（税込。以下同じ。）4,500万円未満の災害復旧工事、がけ崩れ防止工事（緊急応急工事を含む。以下「災害関係工事」という。）を複数受注した場合

※ 災害関係工事以外の工事と兼務する場合でも、災害関係工事は複数件の受注を1件とみなします。

(2) 請負対象金額200万円未満の工事を複数受注した場合

(3) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（香南市の発注に工事に限ります）

(4) 施工中の工事に隣接し、かつ関連性のある別の工事を受注した場合

(5) 請負対象金額4,500万円未満の工事を受注した場合（2件を限度とする）

※他機関発注の工事も対象としますが、2件の工事の施工場所は、香南市内に限ります。

7 土木工事における週休2日制モデル工事の実施

対象工事は原則3,000万円以上の土木系工事です。ただし、1,000万円以上の工事においても、発注時の特記仕様書に対象工事として記載している場合は対象となり、受注者の希望により適用します。

受注者が希望した案件については、その実施状況により施工後に補正した金額で変更契約をすることとします。

8 電子契約の原則化

建設工事及び測量建設コンサルタント等業務における契約締結は、電子契約とします。

※電子契約サービスは「クラウドサイン」を利用

9 工事費内訳書への法定福利費の記載

建設工事の入札時に提出する工事費内訳書には「法定福利費」の記載が必要です。

詳細及び法定福利費の記載欄がある工事費内訳書の様式については、香南市ウェブサイト上に掲載しています。

10 建設工事に係る最低制限価格の算定方法

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を活用し、最低制限価格を算定します。

【最低制限価格の算定方法】

$$\boxed{\text{最低制限価格}} = \boxed{\text{直接工事費}} \times 0.97 + \boxed{\text{共通仮設費}} \times 0.9 + \boxed{\text{現場管理費}} \times 0.9 + \boxed{\text{一般管理費等}} \times 0.68$$

※算定方法における「一般管理費」は、工事価格の有効桁が一万円単位となるよう調整した金額です。ただし、「公共建築工事積算基準」により積算するものについては、工事価格が一千万円未満の場合は一万円単位、それ以外の場合は、有効桁が上位4桁となるよう調整する前の額となります。

- (1) 算定式により得られた額が、
- ① 一千万円未満の場合は、一万円止め（一万円未満は切捨て）とします。
 - ② 一千万円以上の場合は、十万円止め（十万円未満は切捨て）とします。
- (2) 最低制限価格の設定は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲です。

1.1 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限

資本関係又は人的関係のある複数の業者が同一の入札に参加することは、公平、公正な入札が阻害される恐れがあるため、参加を制限します。

1.2 設計等委託業務のうち一般競争入札の対象となるもの

測量・建設コンサルタント等業務については、予定価格200万円以上の案件に一般競争入札を適用します。